

第49回 定時株主総会 招集ご通知



日時

2020年7月30日（木曜日）
午前10時（受付開始時間：午前9時）

場所

東京都江東区有明三丁目4番10号
東京ファッションタウンビル
（TFTビル）
西館2階 TFTホール500

開催会場が昨年と異なりますので、末尾の「株主総会会場ご案内図」をご参照いただき、お間違いないようご注意ください。

新型コロナウイルス感染症の感染拡大に伴い、株主様の安全確保及び感染拡大防止のため、可能な限り書面による議決権行使をお願い申し上げます。

また、本株主総会へのご出席を検討されている株主様（特にご高齢の方や基礎疾患のある方、妊娠をされている方）は、ご自身の体調をお確かめのうえ、マスク着用などの感染予防にご配慮いただき、ご来場賜りますようお願い申し上げます。

株主総会会場において、株主様の安全に配慮した感染予防の措置を講じる場合もございますので、ご協力賜りますようお願い申し上げます。

決議
事項

第1号議案
定款一部変更の件
第2号議案
取締役9名選任の件

目次

第49回定時株主総会招集ご通知	1
事業報告	3
計算書類	27
監査報告書	29
株主総会参考書類	34

株式会社大塚家具

証券コード：8186

(証券コード 8186)
2020年7月10日

株 主 各 位

東京都江東区有明三丁目6番11号
株式会社 大塚家具
代表取締役社長 大塚 久美子

第49回定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、当社第49回定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご通知申し上げます。

なお、当日ご出席されない場合は、書面によって議決権を行使することができますので、お手数ながら後記の株主総会参考書類をご検討のうえ、同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示いただき、2020年7月29日（水曜日）午後6時までには到着するようご送付いただきたくお願い申し上げます。

敬具

記

1. 日 時 2020年7月30日（木曜日） 午前10時
(開催日が前回定時株主総会日（2019年3月31日）に相当する日と離れておりますのは、第49期より当社の事業年度の末日を12月31日から4月30日に変更したためであります。)
2. 場 所 東京都江東区有明三丁目4番10号
東京ファッションタウンビル（TFTビル）西館2階 TFTホール500
※昨年の会場より変更となっておりますので、末尾の株主総会会場ご案内図をご参照いただき、お間違いのないようご注意ください。
3. 株主総会の目的事項
報 告 事 項 第49期 (自2019年1月1日 至2020年4月30日) 事業報告及び計算書類報告の件
決 議 事 項
第1号議案 定款一部変更の件
第2号議案 取締役9名選任の件

4. 招集にあたっての決定事項

(1) 賛否の表示のない議決権行使書用紙の取り扱いについて

各議案について賛否の表示がない議決権行使書用紙が提出された場合は、「賛成」の意思表示があったものとして取り扱わせていただきます。

(2) 一部書類のインターネット上のウェブサイト掲載について

招集ご通知に際して提供すべき書類のうち、次の事項につきましては、法令及び定款第16条の規定に基づき、インターネット上の当社ウェブサイト (<https://www.idc-otsuka.jp/company/ir/meeting/>) に掲載することをもちまして、株主の皆様に対するご提供とみなさせていただきますので、本招集ご通知には掲載しておりません。

- ① 株主資本等変動計算書
- ② 計算書類の個別注記表

従いまして、本招集ご通知添付書類は、監査役が監査報告書を、会計監査人が会計監査報告書をそれぞれ作成するに際して監査をした書類の一部であります。

以 上

-
- ◎ 当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出ください。また、資源節約のため、本招集ご通知をご持参くださいますようお願い申し上げます。
 - ◎ 事業報告、計算書類及び株主総会参考書類に修正が生じた場合、又は新型コロナウイルス感染症等の流行状況により、株主総会の運営に大きな変更が生じる場合には、インターネット上の当社ウェブサイト (<https://www.idc-otsuka.jp/company/ir/meeting/>) に掲載させていただきます。

(添付書類)

事業報告

(自 2019年 1月 1日)
(至 2020年 4月 30日)

1. 会社の現況に関する事項

当社は、2019年3月31日開催の第48回定時株主総会の決議により、事業年度の末日を従来の12月31日から4月30日に変更いたしました。

これにより、当第49期事業年度が2019年1月1日から2020年4月30日までの16カ月となったため、当事業年度の事業報告においては業績に関する前期比増減の記載を省略しておりますのでご了承くださいませようお願い申し上げます。

(1) 事業の経過及びその成果

当事業年度(2019年1月1日から2020年4月30日)は、景気においては緩やかな回復基調の中、雇用・所得環境の改善により個人消費は持ち直しの傾向でしたが、2020年に入り、新型コロナウイルス感染症の影響により先行きが不透明な厳しい状況から個人消費は急速に減少しました。また、当社の事業と関連の深い住宅発売戸数はおおむね横ばいから後半にかけては弱含みとなりました。

このような環境の中で、当社は「上質な暮らし」を提供することを変わらぬミッションとし、高級品・中級品を主軸とした豊富な品揃えのもと、お客様の気持ちに寄り添った接客をするビジネスモデルを継続しながら、経営環境・消費者行動の変化に対応すべく、①リアルからバーチャルへの領域拡大、②BtoCからBtoBへの領域拡大、③国内から海外への領域拡大に取り組んでいます。

また、株式会社ヤマダ電機との業務・資本提携により、家具と家電をワンストップでトータルに提案する新たなビジネスモデルの構築にも注力しています。株式会社ヤマダ電機の店舗網に当社商品を供給することで、より広く、より多くのお客様に暮らしの提案をしていくとともに、当社直営店舗において家具・インテリアに加え、家電の取り扱いを開始することにより、暮らしのトータル提案のより一層の向上を進めていきます。

①リアルからバーチャルへの領域拡大の取り組み

新築需要の減少とインターネットの普及によりリアル店舗の意義が変化する中、店舗面積を適正化し、「店舗」「インターネット」「外商」の3つの販売チャネルの融合と、新たなバランスの構築に取り組んでいます。直営店4店舗、提携店2店舗を閉店、また、3店舗の面積の削減を図る一方、店舗疑似体験Webコンテンツ「バーチャルショールーム」の提

供を開始しました。2019年4月にイタリアのラグジュアリーブランド専門店「Poltrona Frau Tokyo Aoyama」版、5月に日本最大級の大型照明専門店「Lightarium(ライタリウム)」版、7月にスモールオフィス・ホームオフィス空間を提案する「SOHO GALLERY」版、2020年4月には旗艦店である「有明本社ショールーム」版を公開し、店舗に足を運ばずとも幅広い商品で暮らしの提案をする店内の雰囲気を感じただけのようにしました。バーチャルショールームでは当社ECサイトと連携して商品の購入ができる等、今後もコンテンツの充実に取り組みます。

また、2020年4月にはコミュニケーションアプリLINEでのリモート接客サービスを開始し、遠隔地からバーチャルショールームで店内をご覧いただくにとどまらず、インテリアのコンサルティングサービスもご利用いただけるようにしました。

当社公式サイトについては、ユーザビリティ向上を目的としてトップページを中心に2019年3月に大規模なリニューアルを行い、その後も改善を継続しています。サイト訪問者の約7割が閲覧する商品関連のページ等において商品画像を大きく表示する他、サイト構成の整理や商品の探しやすさを重視した改善を行い、自社ECサイトへの誘導やリアル店舗への集客に取り組みました。自社ECサイトにおいても、商品検索性やお問い合わせのしやすさの改善を目的とした視認性の向上、購入手続きの改善を主とした改修を2019年12月に行い、ユーザビリティの向上を図りました。

②BtoCからBtoBへの領域拡大の取り組み

法人需要の取り込みにつきましては、住宅事業者をはじめとする企業との販売提携に継続して取り組むこととあわせて、コントラクト事業にも注力しています。

なかでも2019年2月には株式会社ヤマダ電機と業務提携に関する基本合意を締結、3月に当社より同社の「家電住まいる館」へ家具専門知識を有する人員の出向を開始するとともに、5月より同社に対し当社商品の供給を開始、6月には当社から同社への出向人員を増加し、7月には「インテリアリフォームYAMADA前橋店」のリニューアルに合わせてコラボ店舗として当社が同社に対し商品を本格供給するなど、「家電住まいる館」事業に関して業務上の提携を着実に実施しました。法人分野においても9月から法人企業への家電・家具の納品の協業を開始しております。また、6月には、株式会社ヤマダ電機子会社である株式会社ヤマダホームズ施工の戸建購入者への当社の紹介、並びに、同社住宅展示場への家具インテリアの卸等を行う販売提携を締結しました。このように事業上の提携を着実に進めていく中、資本面での提携を構築することが業務提携の深化と迅速な実施につながり、当社の財務基盤の安定と信用力強化にも資すると判断し、12月に資本提携契約を締結しました。その後、株式会社ヤマダ電機のLABI及び家電住まいる館への当社商品の導入を進め、展示店舗を拡大するとともに、2020年3月より当社直営店舗においても家電の取り

扱いを開始、家具と家電を合わせた住まいのトータル提案の一層の向上を進めております。

③国内から海外への領域拡大の取り組み

2018年12月に公表した居然之家(Easyhome)との業務提携、さらに2019年2月に発表した株式会社ハイラインズとの業務・資本提携契約の締結等を通じて中国市場への参入に向けた取り組みを開始しました。まず、阿里巴巴集团(アリババグループ)が運営する中国向け越境ECサイト「天猫国際」(Tmall Global)へ出店、6月にはEasyhome主催の中国各地から家具の小売業者が来場する「北京国際家居展」へ出展し、Easyhomeへ出店の際の店舗運営の委託先並びに百貨店等の販売先を募集し、当社の高級羽毛布団「ダウナ」をはじめとする寝具商品を販売する代理店契約を現地企業2社と締結しました。8月にはこのような代理店契約を中心とした取り組みを強化するため、専門部署として海外営業部を新設しました。また、高級高齢者施設の内装デザインや家具の提供をすべく、管理運営を営む現地企業と提携する等、営業活動を行っています。2020年1月より新型コロナウイルス感染症の影響により中国事業は停滞していますが、感染拡大の収束にあわせて営業活動を継続していきます。

当事業年度は、創業50周年企画として各種フェアの実施や記念モデルの発売等、既存顧客を中心に需要喚起を行いました。また、2018年末に商品構成の見直しを目的とした在庫一掃セールによる在庫削減を実施し、今期は市場のニーズを踏まえた商品開発を加速させ、主要分野である応接(ソファ等)、寝具(ベッド・マットレス等)分野を中心に各ジャンルにおいて新商品を導入しました。

しかしながら、店舗販売につきましては、閉店による店舗数の減少と新築まとめ買い需要依存度の高い大型店における入店件数、接客件数の低迷、新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止の観点から一部店舗を臨時休業及び営業時間短縮としたこと、また、政府及び各自治体からの外出自粛要請もあり、春の最需要期の取り込みが想定を大きく下回ったことにより売上は低調となりました。

以上の結果、売上高は348億55百万円となりました。主な内訳は、店舗が323億23百万円、コントラクトが24億64百万円であります。

売上総利益は、売上高の減少及び、商品評価基準の見直し等に伴い、たな卸資産評価損17億72百万円を売上原価に計上したことにより160億18百万円となりました。販売費及び一般管理費は、店舗網再編による賃借料の低減等により236億29百万円、営業損失は76億11百万円、経常損失は77億54百万円、当期純損失は77億18百万円となりました。

部門別商品別売上高

区 分		金 額 百万円	構成比 %	前期比増減 %	区 分		金 額 百万円	構成比 %	前期比増減 %
家 具	収 納 家 具	345	1.0	-	家 具	電 気 ・ 住 器	1,751	5.0	-
	和 家 具	59	0.2	-		単 品	548	1.6	-
	応 接	7,722	22.2	-		リトグラフ・絵画	49	0.1	-
	リビングボード	1,828	5.2	-		そ の 他	2,064	5.9	-
	学 習 ・ 事 務	1,820	5.2	-		家 具 売 上 高 計	34,837	99.9	-
	ダ イ ニ ン グ	6,416	18.4	-		不 動 産 賃 貸 収 入	18	0.1	-
	ジュータン・カーテン	3,088	8.9	-		合 計	34,855	100.0	-
	寝 具	9,142	26.2	-					

(注) 当事業年度は決算期変更に伴い2019年1月1日から2020年4月30日までの16カ月決算となるため、前期比増減は記載しておりません。

(2) 設備投資の状況

当事業年度における設備投資の総額は3億24百万円で、その主なものは、店舗設備費用、システム開発費用であります。

(3) 資金調達の状況

債権流動化により8億円の資金調達を行っております。

また、第三者割当の方法による新株式の発行により、2019年3月4日に25億98百万円、2019年6月28日に29百万円、2019年12月30日に43億74百万円の資金調達を、第三者割当の方法による新株予約権の発行に対する払込みにより、30百万円の資金調達を行っております。

なお、第三者割当の方法により発行した新株予約権が全て行使された場合には、60億5百万円の資金調達が行われる予定であります。

(4) 事業の譲渡、吸収分割又は新設分割の状況

該当事項はありません。

(5) 他の会社の事業の譲受けの状況

当社は、2020年4月1日付で、高級輸入家具専門店である株式会社サアラ麻布の家具販売事業を譲受けました。

(6) 吸収合併又は吸収分割による他の法人等の事業に関する権利義務の承継の状況

該当事項はありません。

(7) 他の会社の株式その他持分又は新株予約権等の取得又は処分の状況

該当事項はありません。

(8) 対処すべき課題

当社は、顧客ニーズや為替変動などに適応した付加価値の高い「商品開発」、質の高いコンサルティング等を支える「人材育成」、価格競争力を維持するための「効率化」を不断に取り組みべき第一義的な課題と考え、経営戦略の推進及びそのために必要となる経営体制の整備を図ってまいります。特に以下の項目を対処すべき課題として取り組んでまいります。

① ビジネスモデルの構築・定着

消費者のニーズや購買行動の変化を背景に、次世代店舗網の構築を進め、身近な店舗作りを推進してまいります。また、当社の強みである質の高いコンサルティングサービスの提供や外商活動を通して、顧客の様々なニーズにきめ細やかに対応し、長期的にお付き合いいただける顧客作りに取り組んでまいります。EC事業については、インターネット上のプレゼンスを高め、新規顧客層の開拓とリアル店舗への集客を強化するとともに、ECを店舗と並ぶ第二の柱にするよう取り組みます。また、時間や場所にとらわれることなく店内の様子や商品を気軽に体験いただくことが可能となる店舗疑似体験Webコンテンツ「バーチャルショールーム」の公開により、リアル店舗とインターネットの販売チャネルの融合に注力しています。

リワース事業については、買取り・下取りサービスによる買い替え需要を喚起していくとともに、信頼できる家具リユース市場の確立に取り組んでまいります。これらの施策に加え、ホテルや高齢者住宅等の法人需要の取り込みにも注力し、引き続きビジネスモデル構築及び定着を図ってまいります。

さらに、2018年12月21日に中国家具販売企業の居然之家(Easyhome)と業務提携に関する基本合意を締結し、2019年2月15日に株式会社ハイラインズと業務・資本提携を締結しました。これらの契約により、海外販路の獲得の取組みを進めてまいります。

また、国内においても、株式会社ヤマダ電機との2019年2月の業務提携の基本合意とその一層の深化を目的とした2019年12月の資本提携契約の締結により、株式会社ヤマダ電機への商品供給による販路拡大を進めるとともに、2020年3月より当社において家電の取り扱いを開始することにより、家具・インテリアと家電を合わせたトータル提案のより一層の向上、売上拡大を図ってまいります。株式会社ヤマダ電機とは今後もリフォーム等、周辺分野への事業拡大や法人分野においても協業が見込まれます。こうした施策により、業績の回復に努めてまいります。

② 人材育成

新たなビジネスモデルを機軸とし、多様化する消費者のニーズに最適なソリューションを提案できる人材を引き続き育成するとともに、次世代の経営を担う人材の育成に取り組んでまいります。

③ コーポレートガバナンス

変革期にある当社では、新たなビジネスモデルの構築・定着に資するスキルの確保と外部からの適切な助言及び監督のバランスを考慮し、取締役会の機能の充実に重点を置いたコーポレートガバナンスに取り組んでまいります。

④ 安定的な財務基盤の確立

2019年2月15日開催の取締役会、2019年3月8日開催の取締役会、及び2019年12月12日開催の取締役会において、第三者割当による新株式の発行、並びに第1回、第2回、及び第3回新株予約権の発行による資金調達を行うことを決議いたしました。調達資金の有効な活用を行い、早期の営業黒字化を実現し、安定的な財務基盤の確立に取り組んでまいります。

(9) 財産及び損益の状況

区 分	年 度	第46期 (2016年12月期)	第47期 (2017年12月期)	第48期 (2018年12月期)	第49期 (当期) (2020年4月期)
売 上 高 (百万円)		46,307	41,079	37,388	34,855
経 常 損 失 (△) (百万円)		△4,436	△5,144	△5,313	△7,754
当 期 純 損 失 (△) (百万円)		△4,567	△7,259	△3,240	△7,718
1株当たり当期純損失 (△) (円)		△257.10	△410.62	△172.15	△225.04
総 資 産 (百万円)		37,685	29,169	20,927	18,587
純 資 産 (百万円)		26,024	17,648	12,729	11,788

- (注) 1. 1株当たり当期純損失(△)は、期中平均株式数から期中平均自己株式数を控除し、算出しております。
2. 1株当たり当期純損失(△)を算定するための普通株式の期中平均株式数について、「株式付与E S O P信託」が所有する当社株式の数を控除しております。
3. 第49期(当期)につきましては、事業年度の変更に伴い、2019年1月1日から2020年4月30日までの16カ月間となっております。

(10) 重要な親会社及び子会社の状況

① 親会社に関する事項

当社の親会社は株式会社ヤマダ電機で、同社は当社の株式を30,000千株（持株比率51.73%）保有しております。

なお、同社は2019年12月30日に実施いたしました第三者割当増資により、当社の親会社に該当することとなりました。

② 親会社との間の取引に関する事項

当社は、株式会社ヤマダ電機との間で、商品の仕入取引を行っております。

ア. 当該取引をするに当たり当社の利益を害さないように留意した事項

一般的に行われている取引条件と同等の基準を基本とし、市場価格を勘案したうえで合理的な判断に基づき、公正かつ適正に決定しております。

イ. 当該取引が当社の利益を害さないかどうかについての当社の取締役会の判断及びその理由

当社は、社外取締役及び社外監査役が出席する取締役会において、取引の必要性、条件の公平性及び適正性を多面的に判断しており、当社の利益を害することはないと判断しております。

ウ. 取締役会の判断が社外取締役の意見と異なる場合の当該意見

該当事項はありません。

③ 重要な子会社の状況

当社には重要な連結子会社がないため、連結計算書類を作成しておりません。

④ 事業年度末日における特定完全子会社の状況

該当事項はありません。

(11) 主要な事業内容

家具小売（応接家具、寝具、ダイニング等）

(12) 主要な営業所等

名 称	所 在 地	TEL
本 社	東京都江東区有明三丁目6番11号	03 (5530) 4321(代)
有明本社ショールーム	東京都江東区有明三丁目6番11号	03 (5530) 5555(代)
IDC OTSUKA サッポロファクトリー	北海道札幌市中央区北二条東四丁目	011 (200) 4321(代)
銀座本店	東京都中央区銀座一丁目9番13号	03 (3562) 4321(代)
南船橋店	千葉県船橋市浜町二丁目2番7号	047 (420) 4321(代)
新宿ショールーム	東京都新宿区新宿三丁目33番1号	03 (5379) 4321(代)
横浜みなとみらいショールーム	神奈川県横浜市西区みなとみらい四丁目6番5号	045 (650) 4321(代)
名古屋栄ショールーム	愛知県名古屋市東区東桜一丁目14番27号	052 (951) 4321(代)
神戸ショールーム	兵庫県神戸市中央区東川崎町一丁目2番2号	078 (360) 4321(代)
大阪南港ショールーム	大阪府大阪市住之江区南港北二丁目1番10号	06 (6612) 4321(代)
なんばパークス	大阪府大阪市浪速区難波中二丁目10番70号	06 (6633) 4321(代)
福岡ショールーム	福岡県福岡市博多区下川端町3番1号	092 (281) 4321(代)
アウトレット&リワース 大阪南港	大阪府大阪市住之江区南港北二丁目1番10号	06 (6612) 7770(代)
東日本法人コントラクト営業部	東京都新宿区市谷八幡町14	03 (6265) 3222(代)
西日本法人コントラクト営業部	大阪府大阪市中央区道修町三丁目6番1号	06 (6616) 7680(代)
Poltrona Frau Tokyo Aoyama	東京都港区南青山五丁目2番13号	03 (3400) 4321(代)
ROLF BENZ TOKYO	東京都港区南青山六丁目4番6号	03 (6419) 4321(代)
横浜サービスセンター	神奈川県横浜市鶴見区寛政町21番1	045 (505) 1234(代)
名古屋サービスセンター	愛知県名古屋市中川区広川町三丁目1番地9	052 (354) 4321(代)
大阪港サービスセンター	大阪府大阪市港区海岸通二丁目6番15号	06 (6572) 1011(代)
九州サービスセンター	福岡県糟屋郡新宮町下府二丁目3番1号	092 (963) 5711(代)

- (注) 1. まるひろ入間店及びLIFE STYLE SHOP 柏の葉 T-SITEを2019年1月14日をもちまして閉鎖いたしました。
2. 法人コントラクト営業第1部～第6部を2019年4月1日をもちまして、東日本法人コントラクト営業部、西日本法人コントラクト営業部に再編いたしました。
3. 仙台ショールームを2019年5月6日をもちまして閉鎖いたしました。
4. 仙台サービスセンターを2019年8月26日をもちまして閉鎖いたしました。
5. ROLF BENZ TOKYOを2020年1月25日をもちまして開設いたしました。
6. Modern Style Shop 淀屋橋を2020年3月15日をもちまして閉鎖いたしました。

(13) 従業員の状況

従業員数		前期末比増減	平均年齢	平均勤続年数
男性	663名	△159名	43.3歳	16.8年
女性	345	△97	37.8	13.3
合計又は平均	1,008	△256	41.3	15.6

- (注) 1. 執行役員は、従業員数に含まれておりません。
 2. 他社からの出向者は、従業員数に含まれております。
 3. 他社への出向者は、従業員数に含まれておりません。

(14) 主要な借入先

債権流動化により8億円の資金調達を行っております。

(15) その他株式会社の現況に関する重要な事項

① 継続企業の前提に関する注記

当社は、2016年12月期より継続して営業損失の発生及び営業キャッシュ・フローのマイナスを計上しており、当事業年度におきましても営業損失76億11百万円を計上し、営業キャッシュ・フローはマイナスとなりました。

これらにより当社には継続企業の前提に関する重要な疑義を生じさせる事象または状況が存在しております。

当社は、当該状況を解消すべく以下のとおり対応してまいります。

ア. 店舗規模の適正化によるコスト圧縮

2020年4月末現在、直営店13店舗、1営業所、提携店3店舗を展開しております。

当事業年度は、直営店4店舗・提携店2店舗を閉店、3店舗の減床を実施しました。

また2020年5月31日に直営店1店舗の閉店も実施しました。こうした施策により、賃借料の削減を図ってまいります。

イ. 採用抑制によるコスト圧縮

人員の自然減を補うための採用を最小限に止め、人件費を抑制してまいります。

ウ. 売上・売上総利益改善策

国内事業においては、積極的な商品開発とマーケティング活動により店頭売上の回復を図るとともに、利益率の高い主力商品の集中販売による売上総利益率の向上にも取り組みます。また、ユーザビリティ向上を目的とした当社公式サイト継続的な改善によりECサイトへの誘導やリアル店舗への集客を図るとともに、法人提携販売においても積極的な営業活動により売上増を図ります。

さらに、株式会社ヤマダ電機との2019年2月の業務提携の基本合意とその一層の深化を目的とした2019年12月の資本提携の締結により、株式会社ヤマダ電機への商品供給による販路拡大を進めるとともに、2020年3月より当社店舗において家電の取り

扱いを開始することにより、家具・インテリアと家電を合わせたトータル提案のより一層の向上と売上拡大を図ってまいります。

海外事業については、業務提携契約を締結した中国家具販売企業の居然之家(Easyhome)及び越境ECマーケティング企業株式会社ハイラインズの協力を得て、中国事業の本格進出に取り組んでいます。阿里巴巴集団(アリババグループ)が運営する中国向け越境ECサイト「天猫国際」(Tmall Global)での販売や中国での寝装品販売の代理店契約の締結、高級高齢者施設の管理運営を営む現地企業との提携等、営業活動を行っています。

2020年1月より新型コロナウイルス感染症の影響により中国事業は停滞していますが、感染拡大の収束にあわせて営業活動を継続していきます。

こうした施策により、業績の回復に努めてまいります。

エ. 安定的な財務基盤の確立

当社は2019年3月に第三者割当による新株式の発行及び第1回新株予約権の発行を実施し、4月には第2回新株予約権の発行を行いました。第三者割当による新株式発行により26億28百万円の払込がなされ、第1回及び第2回新株予約権はすべての払込が完了しております。また、12月には株式会社ヤマダ電機を割当先として第三者割当による新株式及び第3回新株予約権の発行を行いました。第三者割当による新株式発行により43億74百万円の払込がなされ、第3回新株予約権はすべての払込が完了しております。調達資金の有効な活用を行い、早期の営業利益黒字化を実現し、安定的な財務基盤の確立を図ってまいります。

しかしながら、これらの対応策は実施途上にあることから、現時点においては、継続企業的前提に関する重要な不確実性が認められます。

なお、計算書類及びその他附属明細書は継続企業を前提として作成しており、継続企業的前提に関する重要な不確実性の影響を計算書類及びその他附属明細書には反映しておりません。

② 事業年度の末日後における資金調達

2020年6月22日付で株式会社ヤマダ電機と極度額を20億円とする金銭消費貸借契約を締結しております。

2. 会社の株式に関する事項（2020年4月30日現在）

- (1) 発行可能株式総数 77,600,000株
- (2) 発行済株式の総数 57,990,646株（自己株式470,054株を除く。）
- (3) 株主数 20,118名
- (4) 大株主

株 主 名	持 株 数	持 株 比 率
株 式 会 社 ヤ マ ダ 電 機	30,000 千株	51.73 %
株 式 会 社 テ ィ ー ケ ー ピ ー	1,290	2.22
BNYM SA/NV FOR BNYM FOR BN YM GCM CLIENT ACCT E PSMPJ	568	0.98
ハイラインズ日中アライアンス1号匿名組合	511	0.88
日 本 証 券 金 融 株 式 会 社	463	0.80
大 塚 春 雄	453	0.78
株 式 会 社 き き よ う 企 画	430	0.74
羽 根 正 哲	368	0.64
芳 賀 文 男	349	0.60
徳 原 榮 輔	273	0.47

(注) 持株比率は、自己株式（「株式付与ESOP信託口」が保有する自己株式を除く）470,054株を除外して算出しております。

3. 会社の新株予約権等に関する事項 (2020年4月30日現在)

その他新株予約権等に関する重要な事項

第1回新株予約権(2019年3月4日発行)	
決議年月日	2019年2月15日
新株予約権の数(個) ※	65,000 (注)
新株予約権のうち自己新株予約権の数(個) ※	—
新株予約権の目的となる株式の種類、内容及び数(株) ※	普通株式 6,500,000 (注)
新株予約権の行使時の払込金額(円) ※	1個につき46,000
新株予約権の行使期間 ※	2019年3月11日～2022年3月3日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円) ※	発行価格 460 資本組入額 230
新株予約権の行使の条件 ※	—
新株予約権の譲渡に関する事項 ※	新株予約権を譲渡する場合は、当社取締役会の承認を要するものとします。
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項 ※	—

※ 新株予約権の発行時における内容を記載しております。

(注) 新株予約権1個につき目的となる株式数は、100株であります。

第2回新株予約権(2019年4月1日発行)	
決議年月日	2019年2月15日
新株予約権の数(個) ※	18,000 (注)
新株予約権のうち自己新株予約権の数(個) ※	—
新株予約権の目的となる株式の種類、内容及び数(株) ※	普通株式 1,800,000 (注)
新株予約権の行使時の払込金額(円) ※	1個につき46,000
新株予約権の行使期間 ※	2019年4月2日～2024年3月3日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円) ※	発行価格 460 資本組入額 230
新株予約権の行使の条件 ※	—
新株予約権の譲渡に関する事項 ※	新株予約権を譲渡する場合は、当社取締役会の承認を要するものとします。
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項 ※	—

※ 新株予約権の発行時における内容を記載しております。

(注) 新株予約権1個につき目的となる株式数は、100株であります。

第3回新株予約権(2019年12月30日発行)	
決議年月日	2019年12月12日
新株予約権の数(個) ※	90,000 (注)
新株予約権のうち自己新株予約権の数(個) ※	—
新株予約権の目的となる株式の種類、内容及び数(株) ※	普通株式 9,000,000 (注)
新株予約権の行使時の払込金額(円) ※	1個につき24,300
新株予約権の行使期間 ※	2019年12月30日～2022年12月29日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円) ※	発行価格 243 資本組入額 121.5
新株予約権の行使の条件 ※	—
新株予約権の譲渡に関する事項 ※	新株予約権を譲渡する場合は、当社取締役会の承認を要するものとします。
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項 ※	—

※ 新株予約権の発行時における内容を記載しております。

(注) 新株予約権1個につき目的となる株式数は、100株であります。

4. 会社役員に関する事項

(1) 取締役及び監査役の氏名等 (2020年4月30日現在)

地 位	氏 名	担当及び重要な兼職の状況
代表取締役社長	大 塚 久美子	
取 締 役	佐 野 春 生	専務執行役員商品流通本部長兼商品部長兼海外営業部管掌 リンテリア株式会社代表取締役社長 レンタリア株式会社代表取締役社長 秋田木工株式会社取締役
取 締 役	上 野 一 郎	執行役員営業本部長兼営業推進部長兼外商部長
取 締 役	狛 裕 樹	執行役員経営管理本部長兼経営企画部長
取 締 役	陳 海 波	株式会社シーアンコンサルアンドソリューション代表取締役 株式会社ユー・シー・エル代表取締役 西安ユニバース有限公司董事長 株式会社ハイラインズ代表取締役 杭州海路EC有限公司董事長
取 締 役	田 中 満 雄	ノーマッド・パートナーズ株式会社取締役社長
取 締 役	佐々木 新 一	学校法人聖路加国際大学（聖路加国際病院）評議員 学校法人聖路加国際大学（聖路加国際病院）理事 株式会社飯田産業社外監査役
常 勤 監 査 役	藤 野 欽 靖	
監 査 役	黒 田 克 司	ユニデンホールディングス株式会社社外監査役 生命保険契約者保護機構監事 株式会社東京証券取引所社外監査役 一般社団法人Baker Tilly Japan理事長 監査法人日本橋事務所名誉理事長 学校法人中央大学監事 株式会社東京商品取引所社外監査役
監 査 役	江 藤 真理子	TMI総合法律事務所パートナー

(注) 1. 当社は、2019年3月31日開催の第48回定時株主総会の決議に基づき、同日付で監査役会設置会社へ移行しました。

2. 当事業年度中の取締役及び監査役の異動

就任

2019年3月31日付

取締役	上野 一郎
取締役	粕 裕 樹
取締役	陳 海 波
取締役	田 中 満 雄
取締役	佐々木 新一
常勤監査役	藤 野 欽 靖
監査役	黒 田 克 司
監査役	江 藤 真理子

退任

2019年3月31日付

取締役	宮 本 恵 司
取締役	阿久津 聡
取締役（常勤監査等委員）	瀬 戸 伸 正
取締役（監査等委員）	長 沢 美 智 子
取締役（監査等委員）	三 富 正 博

3. 当事業年度中の取締役の地位・担当の異動

2019年4月1日付

氏 名	(新)	(旧)
上野 一郎	取締役執行役員営業本部長兼外商部長	取締役執行役員営業本部長兼営業推進部長兼外商部長
粕 裕樹	取締役執行役員経営管理本部長兼経営企画部長	取締役執行役員経営企画室長

2019年8月1日付

氏 名	(新)	(旧)
佐野 春生	取締役専務執行役員商品流通本部長兼商品部長兼海外営業部管掌	取締役専務執行役員商品流通本部長兼商品部長

2019年11月15日付

氏 名	(新)	(旧)
大塚 久美子	代表取締役社長	代表取締役社長兼法人本部長

2019年12月28日付

氏 名	(新)	(旧)
上野 一郎	取締役執行役員営業本部長兼営業推進部長兼外商部長	取締役執行役員営業本部長兼外商部長

4. 取締役陳海波氏、田中満雄氏及び佐々木新一氏は社外取締役であります。なお、当社は、田中満雄氏及び佐々木新一氏を株式会社東京証券取引所が一般株主保護のため確保することを義務付けている独立役員として届出をしております。
5. 取締役陳海波氏、田中満雄氏及び佐々木新一氏の重要な兼職先と当社の間には、特別の利害関係はありません。
6. 監査役黒田克司氏及び江藤真理子氏は社外監査役であります。なお、当社は、両氏を株式会社東京証券取引所が一般株主保護のため確保することを義務付けている独立役員として届出をしております。
7. 監査役黒田克司氏及び江藤真理子氏の重要な兼職先と当社との間には、特別の利害関係はありません。
8. 監査役黒田克司氏は、公認会計士の資格を有しており、財務及び会計に関する相当程度の知見を有するものであります。

9. 監査役江藤真理子氏は、弁護士の資格を有しており、法令に関する相当程度の知見を有するものであります。
10. 当社は執行役員制を導入しております。2020年6月26日現在の執行役員は前掲の執行役員を兼務する取締役の他に次の2名を加え5名で構成しております。
- 執行役員 喜多卓則 総務人事部長
 執行役員（エキスパート） 大塚雅之 法人本部 設計・デザイン担当

(2) 責任限定契約の内容の概要

当社は、業務執行取締役等でない取締役及び監査役との間で、会社法第427条第1項の規定に基づき、会社法第423条第1項の賠償責任を限定する契約を締結しております。当該契約に基づく賠償責任限度額は、法令に規定される最低責任限度額としております。

(3) 取締役及び監査役の報酬等の額

区 分	支給人員	報酬等の総額（千円）
取締役（監査等委員である取締役を除く） （うち社外取締役）	9名 (4名)	53,441 (19,500)
監査役 （うち社外監査役）	3名 (2名)	26,000 (13,000)
監査等委員である取締役 （うち社外取締役）	3名 (2名)	5,025 (2,400)
合 計	15名	84,466

- (注) 1. 上記報酬等の額には、2019年3月31日開催の第48回定時株主総会終結の時をもって退任した2名の監査等委員でない取締役、及び3名の監査等委員である取締役の支給額が含まれております。
2. 当事業年度における役員退職慰労引当金は業績を勘案し繰入を中断しております。上記の報酬等の総額には含まれておりません。
3. 上記のほか、使用人兼務役員の使用人としての職務に対する報酬として51,600千円を支給しております。
4. 取締役の報酬限度額は、2019年3月31日開催の第48回定時株主総会において、年額1億4,000万円以内(うち社外取締役分は、年額3,000万円以内。なお、使用人兼務取締役の使用人分の給与を含まない。)と決議いただいております。なお、かかる金銭報酬の限度額とは別枠にて、ストックオプションに関する取締役の報酬限度額は、当該定時株主総会において、年額6,000万円以内と決議いただいております。
5. 監査等委員でない取締役の報酬限度額は、2017年3月24日開催の第46回定時株主総会において、年額2億円以内(うち社外取締役分は、年額3,000万円以内。なお、使用人兼務取締役の使用人分の給与を含まない。)と決議いただいております。
6. 監査役の報酬限度額は、2019年3月31日開催の第48回定時株主総会において、年額4,000万円以内と決議いただいております。
7. 監査等委員である取締役の報酬限度額は、2017年3月24日開催の第46回定時株主総会において、年額4,000万円以内と決議いただいております。

(4) 社外役員に関する事項

当事業年度における主な活動状況

区 分	氏 名	主 な 活 動 状 況
取 締 役	陳 海 波	就任後開催の取締役会全15回のうち14回に出席し、中国市場を中心とした海外事業やIT分野に関する豊富な知識と経験から発言を適宜行っております。
取 締 役	田 中 満 雄	就任後開催の取締役会全15回のうち15回に出席し、経営者として培われた豊富な経験と幅広い見地から発言を適宜行っております。
取 締 役	佐々木 新一	就任後開催の取締役会全15回のうち15回に出席し、経営者として培われた豊富な経験と幅広い見地から発言を適宜行っております。
監 査 役	黒 田 克 司	就任後開催の取締役会全15回のうち13回に出席し、また監査役会全14回のうち14回に出席し、主に公認会計士としての専門的知識と豊富な役員経験から発言を適宜行っております。
監 査 役	江 藤 真理子	就任後開催の取締役会全15回のうち15回に出席し、また監査役会全14回のうち14回に出席し、主に弁護士としての専門的知識と豊富な企業法務の経験から発言を適宜行っております。

(注) 上記の取締役会開催回数のほか、会社法第370条及び当社定款第27条の規定に基づき、取締役会決議があったものとみなす書面決議が5回ありました。

5. 会計監査人の状況

(1) 会計監査人の名称

有限責任開花監査法人

(注) 2019年3月31日開催の第48回定時株主総会において、新たに有限責任開花監査法人が当社の会計監査人に選任されたことに伴い、当社の会計監査人であったEY新日本有限責任監査法人は同日をもって退任いたしました。

(2) 当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額

- | | |
|---------------------------|----------|
| ① 当社が会計監査人に支払うべき報酬等の合計額 | 45,000千円 |
| ② 当社が支払うべき金銭その他財産上の利益の合計額 | 50,500千円 |

- (注) 1. 会計監査人の報酬等について、監査役会は、会計監査人の監査計画の内容、会計監査の職務遂行状況及び報酬見積りの算出根拠などが適切であるかどうかについて必要な検証を行ったうえで、会計監査人の報酬等の額について同意の判断をいたしました。
2. 当社と会計監査人との間の監査契約において会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬の額を区分しておらず、実質的にも区分できないため、上記金額にはこれらの合計額を記載しております。
3. 上記は、当社が有限責任開花監査法人に対して支払うべき額を記載しております。上記のほか、第48期事業年度に係る会計監査人としての報酬として、EY新日本有限責任監査法人に対して、20,000千円を計上しております。

(3) 非監査業務の内容

当社は、会計監査人に対して、公認会計士法第2条第1項の業務以外の業務を委託しております。2019年12月に株式会社ヤマダ電機が当社の親会社になったことに伴い、株式会社ヤマダ電機の連結決算に係る監査に準拠した監査手続き等を実施するためのものです。

(4) 会計監査人の解任又は不再任の決定の方針

監査役会は、会計監査人の適正な職務の遂行が困難であると認めた場合は、会計監査人の解任又は不再任に関する議案を株主総会に提案いたします。

監査役会は、会社法第340条第1項に定める解任事由に該当すると認めた場合は、監査役全員の同意に基づき会計監査人を解任いたします。

6. 業務の適正を確保するための体制及び当該体制の運用状況

当社は、会社法及び会社法施行規則に定める「業務の適正を確保するための体制」について、取締役会において決議しております。なお、当事業年度においては、2019年3月31日開催の取締役会にて監査役会設置会社への移行に伴い、一部改定いたしました。当事業年度末日時点における「業務の適正を確保するための体制」の内容及び運用状況の概要は、以下のとおりであります。

(1) 取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

- ① 役職員は、大塚家具グループの企業行動基準に基づき、法令及び社内規程等の遵守はもとより、社会規範を尊重し、企業の社会的責任を十分に認識して良識ある事業運営及び職務の遂行を心掛けるものとする。当社は、役職員全員に企業行動基準小冊子と内部統制・コンプライアンスハンドブックを配布して遵守を徹底する。
- ② 当社は、コンプライアンスに違反する行為等を未然に防止するために、内部通報窓口を設置する。内部通報窓口において通報を受付けたときは、コンプライアンス・リスク管理委員会（以下、「CR委員会」という。）において迅速かつ適切に調査し、コンプライアンスに違反する事実を確認したときは、是正措置及び再発防止策を実施する。
- ③ 当社は、取締役会の意思決定機能と監督機能を強化し、かつ経営の客観性を確保するために、株主総会の選任により社外取締役を設置する。
- ④ 当社は、役員指名及び取締役の報酬に関する重要事項の検討を行い、その結果を取締役に答申する指名報酬諮問委員会を設置する。
- ⑤ 監査役は、取締役の職務執行を監査するために、必要な範囲で取締役会以外の重要な会議体にオブザーバーとして出席することができる。
- ⑥ 内部監査部門は、内部監査規程、内部統制規程及び監査計画に基づき、業務監査及び財務報告に係る内部統制の評価を実施し、その結果を代表取締役社長及び監査役に報告する。また、監査の結果は、代表取締役社長及び監査役のみならず、指定された関連部署の長にも伝達して監査情報を共有する。監査対象部署に指摘事項等が発見された場合は、是正を指示し、その是正状況を確認する。

(2) 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

- ① 取締役の職務の執行に係る情報並びにこれを記録した文書及び電磁的記録等は、法令、定款、文書保存規程、機密情報管理規程、稟議規程等に基づき適切に保存及び管理する。
- ② 取締役及び監査役は、取締役の職務執行に係る情報を随時閲覧又は聴取できる。

(3) 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

- ① 当社は、損失の危険の管理に関する規程として、リスク管理規程、コンプライアンス・リスク管理委員会規程、内部通報規程、投資委員会規程、インサイダー取引管理規程、情報システムセキュリティ規程、個人情報保護規程等を制定し、各規程を適切に運用する。
- ② CR委員会は、会社が直面する又は将来直面する可能性のあるコンプライアンスに関する問題、企業価値や事業運営に重大な影響を及ぼす緊急事態に対して、迅速かつ適切に対策を決定して実施し、その実施状況を確認するとともに再発防止策を速やかに講じる。また、CR委員会が必要と判断した事項は、代表取締役社長へ報告又は決裁を仰ぎ迅速に対応する。CR委員会の委員長は、コンプライアンス・リスク管理を担当する執行役員とする。
- ③ リスク管理を所管する部署は、業務遂行の適正性を管理するとともに、リスクの発生を未然に防止する組織横断的なリスク管理を行い、その有効性を定期的に評価する。
- ④ 大災害等の緊急事態が発生した場合、当社は、事業を継続するにあたり、代表取締役社長を本部長とする災害対策本部を設置し、損失を最小限に止めるための対策を迅速かつ的確に決定し実行する。

(4) 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

- ① 取締役会は原則として毎月一回以上開催するほか、必要に応じて臨時に開催し、法令、定款及び取締役会規程に定める重要事項を決議する。また、取締役の職務執行を監督する。
- ② 代表取締役社長の諮問により経営に関する重要事項の立案、調査及び検討を行い、その結果を答申する諮問委員会を設置する。
- ③ 執行役員制度に基づき、経営の意思決定機能及び監督機能と業務執行機能を分離し、それぞれの機能を強化して、効率的に職務を執行する。

(5) 当社ならびに子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制

- ① 当社ならびに子会社の役職員は、大塚家具グループの企業行動基準及び業務の適正を確保するために必要な諸規程を遵守するものとする。子会社の内部統制システムは、原則として子会社が自主的に整備するものとし、必要に応じて当社に助言を求める。
- ② 子会社を所管する部署の長は適宜、当社の内部監査部門に業務監査の実施を指示し、その結果を取締役会及び監査役に報告する。
- ③ 子会社の役職員は、大塚家具グループに著しい損失を与えるおそれのある事実を察知したときは、直ちに、当社の子会社を所管する部署の長、又は内部通報の受付窓口を通じてCR委員会に報告するものとし、CR委員会は、対応を協議し迅速に対処する。

- ④ 子会社を所管する部署の長は、効率的なグループ経営を推進するため、必要ある場合は子会社との会議を開催して情報交換を行う。

(6) 監査役がその職務を補助すべき取締役及び使用人を置くことを求めた場合における当該取締役及び使用人に関する事項、その取締役及び使用人の取締役（当該取締役を除く。）からの独立性に関する事項並びにその取締役及び使用人に対する指示の実効性の確保に関する事項

- ① 監査役が職務を補助する役職員を求めた場合、当社は、必要な役職員を配置する。
- ② 監査役が職務を補助する役職員は、その職務にある期間は、当該監査役以外の役職員からの指揮命令は受けない。また、当該役職員の当該期間における人事考課等については、監査役会の意見を尊重する。
- ③ 監査役が職務を補助する役職員は、監査役が必要と認めた場合に限り、監査役と共に、取締役会その他の重要な会議体に出席することができる。

(7) 取締役及び使用人が監査役に報告をするための体制

- ① 役職員は、社内外からの情報により、当社に著しい損失を与えるおそれのある事実を察知したときは、直接又はリスク管理を所管する部署を通じて当該事実を監査役に報告する。
- ② リスク管理を所管する部署の長及び内部監査部門の長は、定例で監査役とのミーティングを開催し、リスク管理の状況、業務監査の結果及び内部統制の運用状況の評価等について報告する。
- ③ 監査役は、いつでも役職員に対して報告を求め、関連する資料を徴求することができる。

(8) 子会社の取締役、監査役、及び使用人又はこれらの者から報告を受けた者が監査役に報告をするための体制

- ① 子会社の役職員は、子会社に著しい損失を与えるおそれのある事実を察知したときは、当該事実を子会社を所管する部署の長に報告する。
- ② 子会社を所管する部署の長は、子会社の役職員から報告を受けた事項について、すみやかに当社の監査役に報告するものとする。

(9) 監査役に報告をした者が当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための体制

- ① 当社は、監査役に報告をした者について報告の事実及び報告内容を秘匿し、当該報告を行ったことを理由として不利な取扱いを行うことを禁止する旨、関連規程において明記する。
- ② 監査役は、報告をした使用人の異動、人事評価及び懲戒等に関して、取締役はその理由の開示を求めることができる。

(10) 監査役職務の執行について生ずる費用の前払又は償還の手続その他の当該職務の執行について生ずる費用又は債務の処理に係る方針に関する事項

当社は、監査役から職務の執行について生ずる費用の前払又は償還、負担した債務の弁済を求められた場合には、当該費用等が明らかに監査役の職務の執行に必要でないことを証明した場合を除き、これに応じる。

(11) 監査役による監査が実効的に行われることを確保するための体制

- ① 監査役は、代表取締役社長と定期的に会合をもち、会社が対処すべき課題、監査上の重要課題等について意見交換を行う。
- ② 監査役は、会計監査人、リスク管理を所管する部署の長、内部監査部門の長及び子会社を所管する部署の長等との連携を密にし、効率的に監査を実施する。

(12) 財務報告の信頼性を確保するための体制

- ① 当社は、財務報告の信頼性を確保するため、金融商品取引法に準拠した内部統制システムの整備、運用及び評価を行う指針として内部統制規程を制定する。
- ② 当社は、構築した内部統制システムの整備状況及び運用状況を評価した上で、適宜、必要な是正を行って内部統制システムを適正に機能させることにより、財務報告の信頼性を確保する。

(13) 反社会的勢力を排除するための体制

- ① 当社は、社会の秩序や市民生活の安全に脅威を与える反社会的勢力、組織又は団体とは関わりをもたず、毅然とした態度で臨み、これらの脅威に屈しないことを基本方針とし企業行動基準に定める。
- ② 当社は、反社会的勢力の排除に関し、企業行動基準に基本的な考え方を示し役職員全員に周知徹底を図るとともに、対応マニュアルを整備し、警察や顧問弁護士等と連携して組織全体として対応する。

(業務の適正を確保するための体制の運用状況)

上記「業務の適正を確保するための体制」の運用状況の概要は次のとおりです。

(1) コンプライアンスに関する取り組み

全役職員に企業行動基準小冊子及び内部統制・コンプライアンスハンドブックを配布し、コンプライアンスの徹底を図っております。また、コンプライアンスを所管する部署において、業務の適正性や各種法改正等の状況に応じて、社内規程等を適時適切に整備するとともに、社内に周知し、遵守を徹底しております。

(2) リスク管理体制

リスク管理を所管する部署は、業務プロセスや不正リスク等に関するレビューを実施し、各部署との情報共有を図るとともに、全社におけるリスク情報の迅速な報告体制を整備して適切に対応しております。報告されたリスク情報は、CR委員会において迅速に対処し、適切に措置しております。

(3) 財務報告に係る内部統制

内部監査室が実施する全社的な内部統制の有効性の評価、及び各業務のプロセスオーナーによる内部統制の自主点検を年2回実施し、内部統制の有効性及び適正性を検証するとともに、その結果については、CR委員会の審議を経て、取締役会に報告しております。

7. 剰余金の配当等の決定に関する方針

当社の配当方針は、株主への利益還元を重要な課題の一つとして位置づけ、継続的かつ安定的な配当を行うことを基本としたうえで、財務状況や業績の見通し等を勘案しながら総合的に判断・決定していくこととしております。

しかしながら、事業の抜本的な立て直しを急務としていること及び4期連続の当期純損失となったことから、誠に遺憾ながら無配とさせていただきたく存じます。

~~~~~  
(注) 本事業報告中の記載金額は、単位未満を切り捨て表示しております。

# 貸借対照表

(2020年4月30日現在)

(単位：千円)

| 科 目<br>(資 産 の 部)     | 金 額               | 科 目<br>(負 債 の 部)         | 金 額               |
|----------------------|-------------------|--------------------------|-------------------|
| <b>流 動 資 産</b>       | <b>13,870,047</b> | <b>流 動 負 債</b>           | <b>5,879,181</b>  |
| 現 金 及 び 預 金          | 3,644,783         | 支 払 手 形                  | 100,040           |
| 受 取 手 形              | 3,529             | 買 掛 金                    | 1,708,453         |
| 売 掛 金                | 1,220,725         | 短 期 借 入 金                | 800,000           |
| 商 品                  | 7,768,033         | 未 払 費 用                  | 269,234           |
| 前 渡 金                | 80,135            | 未 払 法 人 税 等              | 1,153,051         |
| 前 払 費 用              | 652,674           | 未 払 受 取 金                | 44,700            |
| そ の 他                | 541,587           | 前 販 売 促 進 引 当 金          | 1,030,160         |
| 貸 倒 引 当 金            | △41,420           | 販 売 促 進 引 当 金            | 225,590           |
|                      |                   | 求 人 引 当 金                | 9,895             |
|                      |                   | 事 業 構 造 改 善 引 当 金        | 376,732           |
|                      |                   | そ の 他                    | 121,671           |
|                      |                   |                          | 39,651            |
| <b>固 定 資 産</b>       | <b>4,717,212</b>  | <b>固 定 負 債</b>           | <b>919,997</b>    |
| <b>有 形 固 定 資 産</b>   | <b>145,631</b>    | 受 入 保 証 金                | 38,470            |
| 建 物                  | 7,149             | 繰 延 税 金 負 債              | 120               |
| 工 具、器 具 及 び 備 品      | 2,628             | 役 員 退 職 慰 労 引 当 金        | 500,726           |
| 土 地                  | 135,853           | 資 産 除 去 債 務              | 373,822           |
|                      |                   | そ の 他                    | 6,857             |
| <b>投 資 其 他 の 資 産</b> | <b>4,571,581</b>  | <b>負 債 合 計</b>           | <b>6,799,178</b>  |
| 関 係 会 社 株 式          | 77,000            | (純 資 産 の 部)              |                   |
| 長 期 前 払 費 用          | 1,682             | 株 主 資 本                  | 11,758,041        |
| 差 入 保 証 金            | 4,299,184         | 資 本 剰 余 金                | 4,581,299         |
| そ の 他                | 193,713           | 資 本 剰 余 金                | 7,191,769         |
| <b>資 産 合 計</b>       | <b>18,587,260</b> | 資 本 準 備 金                | 7,191,769         |
|                      |                   | 利 益 剰 余 金                | 732,975           |
|                      |                   | 利 益 準 備 金                | 270,000           |
|                      |                   | そ の 他 利 益 剰 余 金          | 462,975           |
|                      |                   | 別 途 積 立 金                | 11,420,000        |
|                      |                   | 繰 越 利 益 剰 余 金            | △10,957,024       |
|                      |                   | 自 己 株 式                  | △748,003          |
|                      |                   | 新 株 予 約 権                | 30,040            |
|                      |                   | 新 株 予 約 権                | 30,040            |
|                      |                   | 純 資 産 合 計                | 11,788,081        |
|                      |                   | <b>負 債 及 び 純 資 産 合 計</b> | <b>18,587,260</b> |

(注) 記載金額は、単位未満を切り捨て表示しております。

# 損益計算書

(自 2019年 1月 1日)  
(至 2020年 4月 30日)

(単位：千円)

| 科 目          | 金 額        |
|--------------|------------|
| 売上高          | 34,855,577 |
| 売上原価         | 18,836,874 |
| 売上総利益        | 16,018,703 |
| 販売費及び一般管理費   | 23,629,980 |
| 営業外収益        | 7,611,277  |
| 受取利息及び配当金    | 5,747      |
| 仕入割引         | 5,404      |
| 未払配当金        | 4,795      |
| 受取保険金        | 6,997      |
| その他          | 22,348     |
| 営業外費用        | 45,292     |
| 支払利息         | 633        |
| 支払賃借料        | 42,651     |
| 支払賃借料        | 49,393     |
| 支払手数料        | 88,888     |
| その他          | 6,795      |
| 経常損失         | 188,362    |
| 特別利益         | 7,754,347  |
| 負のれん発生益      | 18,908     |
| 受取和解金        | 285,569    |
| 投資有価証券売却益    | 311,084    |
| 特別損失         | 615,562    |
| 関係会社株式評価損    | 1,000      |
| 固定資産売却損      | 15,868     |
| 臨時休業による損     | 44,735     |
| 商品廃棄損        | 110,746    |
| 減損           | 352,843    |
| その他          | 5,500      |
| 税引前当期純損失     | 530,694    |
| 法人税、住民税及び事業税 | 7,669,479  |
| 法人税等調整額      | 48,629     |
| 当期純損失        | 219        |
|              | 48,849     |
|              | 7,718,328  |

(注) 記載金額は、単位未満を切り捨て表示しております。

# 会計監査人の監査報告書 謄本

## 独立監査人の監査報告書

2020年6月19日

株式会社 大塚家具  
取締役会 御中

### 有限責任開花監査法人

東京都新宿区

指定有限責任社員  
業務執行社員 公認会計士 小 泉 博 之 ㊞

指定有限責任社員  
業務執行社員 公認会計士 松 本 達 之 ㊞

### 監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、株式会社大塚家具2019年1月1日から2020年4月30日までの第49期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

### 監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

### 継続企業の前提に関する重要な不確実性

継続企業の前提に関する注記に記載されているとおり、会社は、継続して営業損失の発生及び営業キャッシュ・フローのマイナスを計上している状況にあることから、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況が存在しており、現時点では継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる。なお、当該事象又は状況に対する対応策及び重要な不確実性が認められる理由については当該注記に記載されている。計算書類等は継続企業

を前提として作成されており、このような重要な不確実性の影響は計算書類等に反映されていない。

当該事項は、当監査法人の意見に影響を及ぼすものではない。

#### 計算書類等に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業的前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

#### 計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。

- ・ 経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

#### 利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

## 監査役会の監査報告書 謄本

### 監 査 報 告 書

当監査役会は、2019年1月1日から2020年4月30日までの第49期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下の通り報告いたします。なお、2019年1月1日から2019年3月31日開催の定時株主総会終結時までの監査については、当時の監査等委員会が実施した監査結果を引き継ぎ、その内容を確認のうえ当事業年度の監査報告といたしております。

#### 1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

- (1) 監査役会は、監査の方針、職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。
- (2) 各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、取締役、内部監査部門その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施しました。
  - ①取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。また、子会社については、子会社の取締役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。
  - ②事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社及びその子会社から成る企業集団の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。
  - ③事業報告に記載されている会社法施行規則第118条第5号イの留意した事項及び同号ロの判断及び理由については、取締役会その他における審議の状況等を踏まえ、その内容について検討を加えました。
  - ④会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（平成17年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書について検討いたしました。

## 2. 監査の結果

### (1) 事業報告等の監査結果

- ①事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ②取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- ③内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。
- ④事業報告に記載されている親会社等との取引について、当該取引をするに当たり当社の利益を害さないように留意した事項及び当該取引が当社の利益を害さないかどうかについての取締役会の判断及びその理由について、指摘すべき事項は認められません。
- ⑤当社においては、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような状況が存在し、その解消が喫緊の課題となっています。その課題解消に向け、各種施策や協業強化により業績回復を図ろうとしている最中であり、今後の監査においては、引き続き会社によるこれらの取り組みについて監視を行ってまいります。

### (2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人有限責任開花監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2020年6月24日

株式会社大塚家具 監査役会

監査役（常勤監査役） 藤 野 欽 靖 ㊟

監査役（社外監査役） 黒 田 克 司 ㊟

監査役（社外監査役） 江 藤 真理子 ㊟

以 上

## 株主総会参考書類

### 議案及び参考事項

#### 第1号議案 定款一部変更の件

定款の一部を次のとおり変更することにつき、ご承認をお願いするものであります。

##### 1. 定款変更の理由

経営体制の一層の強化・充実を図るため、現行定款第20条（取締役の員数）に定める取締役の員数の上限を、現在の7名から9名に変更するものであります。

##### 2. 定款変更の内容

(下線は変更部分)

| 現行定款                                         | 変更案                                          |
|----------------------------------------------|----------------------------------------------|
| (取締役の員数)<br>第 20 条 当社の取締役は、 <u>7</u> 名以内とする。 | (取締役の員数)<br>第 20 条 当社の取締役は、 <u>9</u> 名以内とする。 |

## 第2号議案 取締役9名選任の件

取締役7名全員は、本総会終結の時をもって任期満了となります。つきましては、取締役9名の選任をお願いするものであります。なお、本議案は、第1号議案「定款一部変更の件」における定款変更の効力発生を条件として、効力を生じるものとします。

取締役候補者は以下に記載のとおりです。

候補者番号

1

み しま つね お  
三 嶋 恒 夫

1959年9月10日生

新任

### 取締役候補者とする理由

当社の親会社である株式会社ヤマダ電機において代表取締役社長を務めており、経営者として豊富な経験と幅広い見識を有しており、当社の経営全般に助言いただくことで、当社の経営体制の強化及び企業価値向上につながるものと判断し、取締役として選任をお願いするものであります。

### 略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況

1989年 12月 株式会社サンキュー高島屋（現 株式会社サンキュー）入社  
2000年 4月 同社取締役  
2012年 10月 同社代表取締役社長  
2015年 4月 株式会社エディオン転籍  
2015年 6月 同社取締役E L S 本部長  
2015年 12月 同社退社  
2017年 1月 株式会社ヤマダ電機入社  
2017年 6月 同社執行役員副社長  
2018年 6月 同社代表取締役社長兼代表執行役員COO  
2020年 6月 同社代表取締役社長（現任）

### 所有する当社の株式の数

なし

2

おお      つか      く      み      こ  
 大      塚      久美子

1968年2月26日生

## 再任

## 取締役候補者とする理由

当社代表取締役社長就任以後、当社グループの企業価値向上に向けて強いリーダーシップを発揮しております。家具販売事業に関する深い知識・経験を有しており、昨年には株式会社ハイラインズとの提携による中国市場への販路拡大に向けた取り組みや、株式会社ヤマダ電機との提携による家電の取り扱いを開始するなど、上質な暮らしのためのあらゆるソリューションを提供するサービス業としての役割を担うべく、当社グループの企業価値向上と持続的な成長のために適切な人材と判断し、引き続き選任をお願いするものであります。

## 略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況

1991年 4月 株式会社富士銀行（現 株式会社みずほフィナンシャルグループ）入行  
 1994年 4月 当社入社、経営企画室長  
 1996年 3月 取締役経営企画室長兼営業管理部長  
 1998年 7月 取締役総合企画部長兼経理部長  
 2002年 7月 取締役商品本部長兼広報部長  
 2004年 4月 当社顧問  
 2005年 7月 株式会社クオリア・コンサルティング設立、代表取締役  
 2007年 1月 フロンティア・マネジメント株式会社執行役員  
 2009年 3月 当社代表取締役社長  
 2009年 4月 代表取締役社長兼営業本部長  
 2014年 3月 代表取締役社長兼業務管理部管掌  
 2014年 4月 代表取締役社長  
 2014年 7月 取締役  
 2015年 1月 代表取締役社長  
 2015年 3月 代表取締役社長兼営業本部長  
 2016年 5月 代表取締役社長  
 2017年 10月 代表取締役社長兼法人本部長  
 2019年 11月 代表取締役社長（現任）

## 所有する当社の株式の数

68,281株

## 3

さ の はる お  
佐 野 春 生

1965年2月27日生

## 再任

## 取締役候補者とする理由

当社の取締役専務執行役員として、商品、流通部門を担当し、その業務執行において適切な役割を果たしております。営業部門、商品開発、流通部門の統括及び経営戦略の企画立案部門を経験し、近時は海外営業部を掌管するなど、当社グループ全般に係る豊富な経験と幅広い知見を有しており、当社グループの企業価値向上と持続的な成長のために適切な人材と判断し、引き続き選任をお願いするものであります。

## 略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況

1988年 4月 当社入社  
 1999年 8月 幕張シヨールーム店長  
 2003年 6月 商品部長  
 2005年 3月 執行役員商品部長  
 2008年 3月 上席執行役員商品部長  
 2009年 3月 取締役上席執行役員商品部長  
 2009年 3月 秋田木工株式会社取締役  
 2011年 3月 取締役商品部長  
 2011年 6月 取締役執行役員商品部長  
 2012年 3月 取締役上席執行役員商品部長  
 2013年 12月 取締役上席執行役員商品流通本部長兼商品部長  
 2014年 3月 取締役上席執行役員商品流通本部長  
 2014年 8月 取締役上席執行役員流通本部長  
 2015年 3月 取締役流通本部長  
 2015年 6月 取締役専務執行役員流通本部長  
 2015年 8月 取締役専務執行役員流通本部長兼経営企画室長  
 2015年 10月 リンテリア株式会社代表取締役社長  
 2016年 5月 取締役専務執行役員営業本部長  
 2016年 11月 取締役専務執行役員営業本部長兼営業企画部長  
 2017年 2月 取締役専務執行役員営業本部長  
 2017年 6月 取締役専務執行役員営業本部長兼東日本法人コントラクト営業部長  
 2017年 10月 リンテリア株式会社取締役  
 2017年 10月 取締役専務執行役員営業本部長兼商品本部長  
 2017年 11月 取締役専務執行役員商品本部長兼商品部長兼流通本部長  
 2018年 7月 取締役専務執行役員商品流通本部長兼商品部長  
 2019年 3月 秋田木工株式会社取締役（現任）  
 2019年 8月 取締役専務執行役員商品流通本部長兼商品部長兼海外営業部管掌  
 2020年 4月 リンテリア株式会社代表取締役社長（現任）  
 2020年 4月 レンタリア株式会社代表取締役社長（現任）  
 2020年 5月 取締役専務執行役員流通本部長兼海外営業部管掌（現任）

## 所有する当社の株式の数

634株

候補者番号

4

うえ の いち ろう  
上 野 一 郎

1966年1月12日生

再任

**取締役候補者とする理由**

当社の取締役執行役員として、営業部門全般を担当し、その業務執行において適切な役割を果たしております。当社入社後、長期にわたり営業活動の第一線を担い、家具販売事業に関する現場視点での深い知識・経験を有しており、さらに、営業統括部門として営業諸施策の企画、実行に携わってきた経験から、当社グループの企業価値向上と持続的な成長のために適切な人材と判断し、引き続き選任をお願いするものであります。

**略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況**

- 1988年 4月 当社入社
- 1995年～ 荻窪ショールーム店長に始まり、大阪南港ショールーム店長、有明本社ショールーム店長、新宿ショールーム店長など主要店舗の店長を歴任  
営業本部担当部長
- 2014年 4月 執行役員営業本部担当部長
- 2014年 8月 執行役員営業本部担当部長兼有明本社ショールーム店長
- 2015年 4月 営業本部担当部長
- 2015年 10月 営業本部本社ショールーム統括担当部長兼有明本社ショールーム店長
- 2016年 2月 営業本部担当部長
- 2016年 11月 営業本部担当部長兼本社ショールーム統括担当部長
- 2016年 12月 営業本部担当部長兼本社ショールーム統括担当部長兼外商部長
- 2017年 3月 執行役員外商部長
- 2017年 6月 執行役員営業副本部長兼外商部長
- 2017年 11月 執行役員営業本部長兼外商部長
- 2019年 2月 執行役員営業本部長兼営業推進部長兼外商部長
- 2019年 3月 取締役執行役員営業本部長兼営業推進部長兼外商部長
- 2019年 4月 取締役執行役員営業本部長兼外商部長
- 2019年 12月 取締役執行役員営業本部長兼営業推進部長兼外商部長
- 2020年 5月 取締役執行役員営業商品本部長兼外商部長（現任）

**所有する当社の株式の数**

597株

候補者番号

5

こま ひろ き  
狛 裕 樹

1972年9月25日生

再任

**取締役候補者とする理由**

当社の取締役執行役員として、経営管理部門を担当し、その業務執行において適切な役割を果たしております。当社入社後店舗の営業から営業・経営企画の統括部門を担当し、家具販売の現場から経営戦略の立案まで、幅広い知識・経験を有しており、当社グループの企業価値向上と持続的な成長のために適切な人材と判断し、引き続き選任をお願いするものであります。

**略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況**

- 1995年 4月 当社入社
- 2005年～ 本社管理職として、営業推進、ブランド構築、店舗開発等に従事
- 2012年 10月 有明本社ショールーム次長
- 2014年 8月 営業推進部次長
- 2015年 6月 営業本部次長
- 2015年 8月 経営企画室次長
- 2016年 2月 経営企画室次長兼営業本部担当部長
- 2016年 6月 経営企画室担当部長
- 2017年 11月 経営企画室長
- 2019年 3月 取締役執行役員経営企画室長
- 2019年 4月 取締役執行役員経営管理本部長兼経営企画部長（現任）

**所有する当社の株式の数**

597株

6

せい の だい すけ  
清 野 大 輔

1975年1月21日生

新任

取締役候補者とする理由

当社の親会社である株式会社ヤマダ電機にて多くの店舗経験を有し、家電販売事業に関する現場視点での深い知識・経験を有していることから、当社の経営体制の強化及び企業価値向上につながるものと判断し、取締役として選任をお願いするものであります。

略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況

1995年 4月 株式会社ヤマダ電機入社  
2001年 12月 同社テックランド福島店店長  
2004年 3月 同社テックランド宇都宮本店店長  
2008年 8月 同社テックランド宇都宮本店母店長  
2009年 8月 同社営業本部営業統括部群馬・栃木地区部長  
2019年 10月 同社営業商品本部長北関東支社群馬エリア長  
2019年 12月 同社参事経営企画室経営戦略室  
2020年 4月 同社参事経営企画室（現任）

所有する当社の株式の数

なし

7

むら さわ あつ し  
村 澤 庄 司

1962年3月16日生

新任

取締役候補者とする理由

家電業界の取締役を経て、当社の親会社である株式会社ヤマダ電機の執行役員を歴任し、現在取締役を務めており、経営全般及び管理・業務運営に関する豊富な知識を有していることから、当社の経営体制の強化及び企業価値向上につながるものと判断し、取締役として選任をお願いするものであります。

略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況

1984年 4月 株式会社東芝入社  
2009年 3月 東芝アメリカ家電社社長  
2010年 4月 株式会社東芝映像マーケティング事業部長  
2014年 4月 東芝ライフスタイル株式会社取締役副社長  
2016年 6月 東芝映像ソリューション株式会社代表取締役社長  
2018年 6月 株式会社ヤマダ電機執行役員 S P A 商品開発室長  
2019年 11月 同社執行役員事業統括本部長兼 S P A 商品事業部長  
2020年 6月 同社取締役兼専務執行役員事業統括本部長（現任）

所有する当社の株式の数

なし

候補者番号

8

な とり あき ひろ  
名 取 暁 弘

1972年10月25日生

新任

取締役候補者とする理由

当社の親会社である株式会社ヤマダ電機にて商品部門を歴任し、特に近年は家具・インテリア関連部門の事業推進を牽引し、家具・インテリア素材の開発及び販売に深い知識や経験を有していることから、当社の経営体制の強化及び企業価値向上につながるものと判断し、取締役として選任をお願いするものであります。

略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況

1995年 3月 株式会社ダイクマ入社  
2004年 9月 株式会社ヤマダ電機入社（転籍）  
2005年 9月 同社商品管理事業本部白物商品管理事業部MD  
2006年 1月 同社営業本部商品管理事業部SMD  
2007年 9月 同社海外事業推進室エレンタ営業部長  
2008年 4月 同社営業本部商品統括部GMS商品部エレンタ担当部長  
2015年 8月 同社商品本部GMS商品部長  
2017年 6月 同社住宅営業本部インテリアリフォーム商品企画室長  
2019年 11月 同社事業統括本部インテリア家具事業部長（現任）

所有する当社の株式の数

なし

候補者番号

9

あ なん ごう  
阿 南 剛

1977年3月20日生

新任 社外 独立

社外取締役候補者とする理由

弁護士として培ってきた高度な専門的知識と企業法務に関する豊富な経験を有しており、また、過去に直接会社経営に関与された経験はありませんが、弁護士として企業統治に関する見識を有していることから、当社取締役会において、意思決定の妥当性・適法性を確保すべく適切な助言・提言をいただけるものと判断し、社外取締役として選任をお願いするものであります。

略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況

2001年 10月 弁護士登録 森総合法律事務所（現 森・濱田松本法律事務所）入所  
2007年 4月 末吉総合法律事務所（現 潮見坂総合法律事務所）開設、同所パートナー（現任）

所有する当社の株式の数

なし

- (注) 1. 三嶋恒夫氏は株式会社ヤマダ電機の代表取締役を兼務しており、当社は同社と人員の出入りや商品の仕入、販売等の取引を行っております。その他の各取締役候補者と当社との間には、特別の利害関係はありません。
2. 三嶋恒夫氏、清野大輔氏、村澤庄司氏及び名取暁弘氏の現在及び過去5年間の親会社等における業務執行者としての地位及び担当につきましては、「略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況」に記載のとおりです。
3. 大塚久美子氏、佐野春生氏、上野一郎氏及び粕裕樹氏の所有する当社の株式数には、2020年4月30日現在における役員持株会を通じての保有分を含めて記載しております。
4. 阿南剛氏は社外取締役候補者であり、同氏の選任が承認された場合、当社は同氏を株式会社東京証券取引所が一般株主保護のため確保することを義務付けている独立役員として届け出る予定でございます。
5. 阿南剛氏の選任が承認された場合、当社は同氏との間で会社法第427条第1項の規定に基づき、会社法第423条第1項の賠償責任を限定する契約を締結する予定でございます。当該契約に基づく賠償責任限度額は、法令が規定する額とする予定でございます。

以上



# 第49回定時株主総会 会場ご案内図



## ■ 最寄り駅からのご案内



※最寄り駅からは、東京ファッションタウンビル(TFTビル)東館2階のエントランスよりお入りいただき、奥の西館へお進み下さい。



**UD FONT**  
by MORISAWA

見やすいユニバーサルデザイン  
フォントを採用しています。